

## 規範項目37

必須・重要・推奨

安

## 収穫時等における異品種等の混入防止

異品種や異物の混入は実需者の評価を下げる要因となります。食の安全、米の産地銘柄表示の適正化に万全を期するために、異品種や異物の混入防止に努めましょう。

## 取組事項

- ・ 収穫前に、ほ場内の異品種や異物の除去を徹底する。
- ・ コンバインや乾燥・調製、搬送設備などの清掃・点検を徹底する。
- ・ 施設への野鳥等の侵入防止対策を講じる。
- ・ 異品種混入を避けるため、計画的に収穫・搬入を進める。

異品種や異物の混入は農産物の商品価値を大きく低下させ、生産者の経済的損失とともに、実需者から産地の信頼を失うことにもつながります。

このことから、異品種等の混入を防止するため、特に以下の点に注意しましょう。

## 【収穫作業開始前の準備】

- (1) ほ場内に空きビン等がないかを点検し、ガラスや金属片等の混入防止を図る。  
また、クサネムのように雑草種によっては種子が大きく、選別で除去できないものもあるので、収穫前に取り除いておく。
- (2) コンバイン・乾燥機・籾摺機等、使用する機械・施設の保守点検、整備、清掃の徹底を行う。また、施設に野鳥等が侵入しないよう、ネットを張るなどの対策を講じる。

## 【収穫作業時】

- (1) 品種切替え時は、特にコンバインの清掃を徹底する（又は品種別専用機を利用する）。
- (2) 生籾の搬送器材（軽トラック含む）は、1回ごとに清掃し、残留籾を除去する。
- (3) 倒伏等により穂発芽粒の発生がみられるもの、未熟粒の混入が著しく多いもの等は品質事故の原因となるので別処理等の対応を行う。

## 【乾燥調製作業時】

- (1) 乾燥時には、乾燥機に品種名を表示するなどにより、品種の取り違えを防止する。
- (2) 乾燥前と品種切替え時には、特に丁寧に清掃する（又は品種別専用機を利用する）
- (3) 乾燥機の周辺は、常に清潔に保ち、こぼれ落ちた籾は投入しない。
- (4) 一次貯留・仕上乾燥後の保管容器（籾蔵を含む）等には、品種名を表示する。
- (5) 籾摺・選別機は、品種切替え毎に丁寧に清掃し、残粒を無くす。
- (6) 紙袋出荷の場合は、印刷された品種名を確認のうえ充填する。
- (7) 調製施設では、危害要因が混入する危険性を可能な限り排除する。特に、照明用の電球などは破損して農産物に混入する危険性があるので、破損しても破片が混入しないようカバーを付けるなど防止策を講じる。

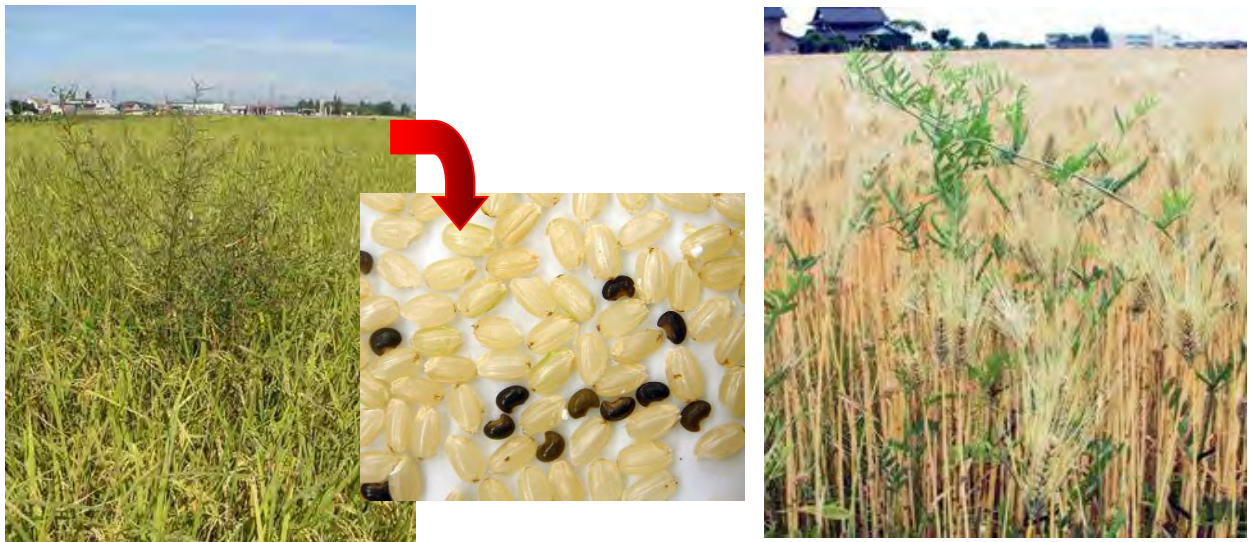


図1 雑草種子(異物)混入につながる事例  
 左: 水稲ほ場に発生したクサネムと玄米に混入したクサネム種子  
 右: 大麦ほ場に発生したカラスノエンドウ

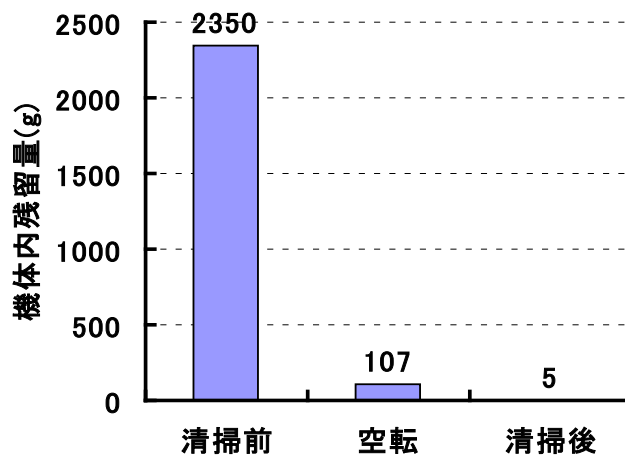
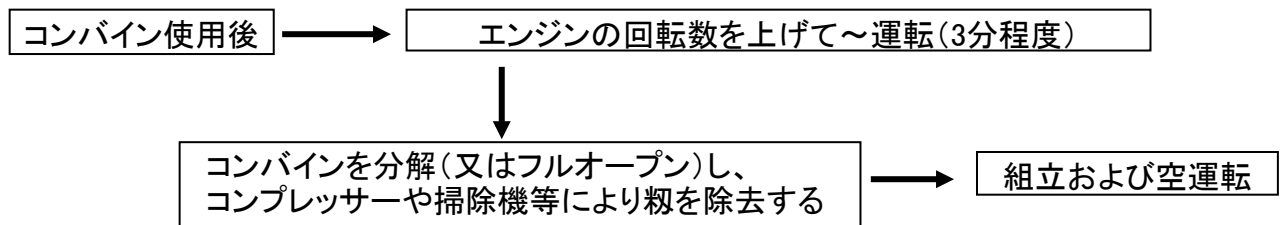


図2 清掃方法が水稲コンバイン機体内残留量に及ぼす影響  
 ※空転: 清掃口を解放し脱穀・選別部を空転  
 (H22 生研センター研究報告)

### 【コンバイン清掃手順】



※脱穀や刈取りクラッチレバーを「切」にしてエンジンを止めてから清掃する。

### 【根拠法令等】

- 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)
- 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について (平成16年度厚生労働省通知)
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について (平成5年度農林水産省通知)